

③「教科及び教職に関する科目」の単位修得について

単位は、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」、及び「大学が独自に設定する科目」に区分され、それぞれ必要な単位を修得しなければなりません。

① 「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち、教科に関する専門的事項を含んだ科目の単位は、当該学部で開講している授業科目の中から対応する科目の単位を修得してください。

② 上記①以外の「教科及び教職に関する科目」の単位は、教育学部で開講している授業科目の中から、指定された科目を履修し、修得してください(配当は学部 2 回生からです)。

なお、「教育の基礎的理解に関する科目」、「大学が独自に設定する科目」の選択科目のうち、「人権教育論(隔年開講)」、「民族と教育(隔年開講)」については履修しておくことを推奨します。

③ 「大学が独自に設定する科目」については、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」及び「教育実践に関する科目」の必要単位数を越えて修得した場合、その単位を当該単位として充当することができます。

④ 全ての教科《国語・社会・地理歴史・公民・理科・数学・英語など》に共通して、「教科及び教職に関する科目」のほかに、全学共通科目から次の科目を履修(必修)しなければなりません。

◇ 日本国憲法:2 単位

◇ 体育:3 単位以上【講義と実技、両方必要】

・健康科学Ⅰ・Ⅱ、健康心理学Ⅰ・Ⅱ、運動科学Ⅰ・Ⅱ、運動医科学、体力医科学、の中から1 科目。

・スポーツ実習(ⅠA・ⅠB・ⅡA またはⅡB の中から1 科目)

◇ 外国語コミュニケーション:2 単位

英語リーディング、英語ライティング-リスニング、ドイツ語Ⅰ・Ⅱ、フランス語Ⅰ・Ⅱ、中国語Ⅰ・Ⅱ、ロシア語Ⅰ・Ⅱから選択

◇ 情報機器の操作:2 単位(学部科目で履修する場合もあり)

具体的な科目名については、各学部の認定科目表で確認してください。

⑤ 特別支援学校教諭の免許状を取得するには、中学校あるいは高等学校教諭免許状を取得し、あわせて教育学部で開講している特別支援教育領域に関する科目を履修し所要の単位を修得してください。